㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県菊池市班蛇口字大野谷二一七九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百十三号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第二十三条の規定に基づき、登録実務補習機関の名称の変更の届出があったので、同規則第三十三条の規定に基づき、公告する。

平成二十五年四月十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

（一）　変更前の登録実務補習機関の名称　社団法人中小企業診断協会

（二）　変更後の登録実務補習機関の名称　一般社団法人中小企業診断協会

（三）　変更年月日　平成二十五年四月一日

○経済産業省告示第百十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第三十七条第三項において準用する同規則第二十三条の規定に基づき、理論政策更新研修機関の名称の変更の届出があったので、同規則第三十三条の規定に基づき、公告する。

平成二十五年四月十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

（一）　変更前の理論政策更新研修機関の名称　社団法人中小企業診断協会

（二）　変更後の理論政策更新研修機関の名称　一般社団法人中小企業診断協会

（三）　変更年月日　平成二十五年四月一日

○農林水産省告示第千百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町多久字叶田二八五から二八七まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字叶田二八五から二八七まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百三十三号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年三月二十九日に次のとおり認定したので、第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習

1　名称

株式会社みゆき学園

2　主たる事務所の所在地

宮崎県都城市五十町四千五百四十番地三

3　講習の種類

基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　運輸規則第四十八条の四第二項の規定による講習

1　名称

株式会社みゆき学園

2　主たる事務所の所在地

宮崎県都城市五十町四千五百四十番地三

3　講習の種類

基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二項に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　運輸規則第四十八条の五第一項第一号の規定による講習

1　名称

株式会社みゆき学園

2　主たる事務所の所在地

宮崎県都城市五十町四千五百四十番地三

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習

四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習

1　名称

株式会社みゆき学園

2　主たる事務所の所在地

宮崎県都城市五十町四千五百四十番地三

3　講習の種類

基礎講習

○国土交通省告示第四百三十四号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年三月二十九日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習

1　名称

株式会社みゆき学園

2　主たる事務所の所在地

宮崎県都城市五十町四千五百四十番地三

3　講習の種類

基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習

1　名称

株式会社みゆき学園

2　主たる事務所の所在地

宮崎県都城市五十町四千五百四十番地三

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）